



平成20年8月7日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 原子炉隔離時冷却系における 蒸気系排気ライン逆止弁の損傷について

当社、東海第二発電所（沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット）は、7月9日より調整運転中のところ、8月4日20時50分頃、原子炉格納容器内に封入された窒素^{*1}の圧力が低下傾向を示していることを確認しました。

この低下傾向は、原子炉隔離時冷却系^{*2}定期試験後に確認されたことから、調査箇所を絞り込み、8月5日20時05分保安規定に基づき必要な措置^{*3}を講じた上で原子炉隔離時冷却系を隔離し調査した結果、当該蒸気系排気ラインの逆止弁に不具合があることが判明しました。

このため、点検調査を行っておりましたが、本日、当該逆止弁の弁体が外れて落下しているのを確認いたしました。

本件は、法令に基づく報告対象に該当するものと判断しております。

なお、プラントは調整運転を継続しております。

また、この事象による主排気筒モニター並びにモニタリングポスト^{*4}の指示値の変化はなく、外部への放射能の影響はありません。

以上

- * 1 原子炉格納容器は原子炉圧力容器やポンプなど重要な機器を覆っている密封容器で原子炉事故が起きた場合に放射性物質を閉じ込める役割がある。事故時に水素が発生して燃焼することを防ぐため、通常運転時には容器内に窒素を封入している。
- * 2 原子炉補助設備の1つで、原子炉停止後何らかの原因で給水が停止した場合に、タービン駆動のポンプで復水貯蔵タンク又は圧力抑制プールの水を原子炉に供給し、燃料の崩壊熱を除去する系統。
- * 3 原子炉施設保安規定では、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足していない状態の時の措置」等が定められている
- * 4 周辺環境の放射線を測定する装置

添付図－1 東海第二発電所 原子炉隔離時冷却系タービン排気逆止弁分解点検結果

東海第二発電所 原子炉隔離時冷却系タービン排気逆止弁分解点検結果

